

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【公表番号】特表2008-533667(P2008-533667A)

【公表日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-033

【出願番号】特願2008-500846(P2008-500846)

【国際特許分類】

H 01 J 61/30 (2006.01)

H 01 J 61/33 (2006.01)

【F I】

H 01 J 61/30 R

H 01 J 61/33 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の終端、第2の終端、および内部領域を画定する管状部材を含む本体部分であって、前記管状部材が延長された軸芯に沿って前記第1の終端と前記第2の終端の間に延びる、本体部分と、

前記本体部分の前記第1の終端に設けられた第1の端部であって、前記第1の端部が前記内部領域に通じる第1の貫通した通路を有する第1の管状の延長部を含み、前記第1の端部が前記第1の管状の延長部と前記本体部分の間に結合された第1の移行部分をさらに含み、前記第1の端部が、前記放電管を約1100ケルビンの温度から約300ケルビンの空气中で冷却するとき前記移行部分内の温度差が約20ケルビンを超えないように構成される、第1の端部と

を備えるランプ用放電管。

【請求項2】

前記第1の移行部分が、前記延長された軸芯から実質的に垂直に延びる方向に先細りであるテーパ部を備える請求項1記載の放電管。

【請求項3】

前記テーパ部が前記内部領域に面する内側面を含み、前記テーパ部が前記延長された軸芯の方向の最大限度と前記延長された軸芯の方向の最小限度の間にわたり、前記最小限度が前記内側面に対する第1の寸法D1を伴い、前記最大限度が前記内側面に対する第2の寸法D2を伴い、前記比D1/D2が約0.07から0.43である請求項2記載の放電管。

【請求項4】

前記延長された軸芯のまわりに半径「R」で配設された円形の周辺を有し、前記テーパ部が前記内部領域に面する内側面を含み、前記テーパ部が前記延長された軸芯の方向の最大限度と前記延長された軸芯の方向の最小限度の間にわたり、前記最小限度が前記内側面に対する第1の寸法D1を伴い、前記最大限度が前記内側面に対する第2の寸法D2を伴い、前記比D2/Rが0.40から約2.2である請求項2記載の放電管。

【請求項5】

前記本体部分の前記第2の終端に設けられた第2の端部をさらに備え、前記第2の端部が前記内部領域に通じる第2の貫通した通路を有する第2の管状の延長部を含み、前記第2の端部が前記第2の管状の延長部と前記本体部分の間に結合された第2の移行部分をさらに備える請求項1記載の放電管。

【請求項6】

前記第1の移行部分が外側半径R1および内側半径R2を伴い、前記比R1/R2が約0.5から2.40である請求項1記載の放電管。

【請求項7】

第1の終端、第2の終端、および内部領域を画定する管状部材を含む本体部分であって、前記管状部材が、延長された軸芯に沿って前記第1の終端と前記第2の終端の間に延びる、本体部分と、

前記本体部分の前記第1の終端に設けられた第1の端部であって、前記第1の端部が、前記内部領域に通じる第1の貫通した通路を有する第1の管状の延長部を含み、前記第1の端部が前記第1の管状の延長部と前記本体部分の間に結合された第1の移行部分をさらに含み、前記第1の移行部分が外側半径R1および内側半径R2を伴い、前記比R1/R2が約0.5から2.40である、第1の端部と

を備えるランプ用放電管。

【請求項8】

前記比R1/R2が約1.2から約1.7である請求項1又は7に記載の放電管。

【請求項9】

前記第1の端部が前記第1の移行部分と前記本体部分前記の間に結合された第1のリング部をさらに備え、前記第1のリング部が厚さT1を伴い、前記第1の端部が外側半径R3を伴い、前記比T1/R3が0.20から約0.65である請求項1又は7に記載の放電管。

【請求項10】

前記比T1/R3が約0.28から約0.4である請求項9記載の放電管。

【請求項11】

前記第1の端部と実質的に同一である第2の端部をさらに備え、前記第2の端部が前記本体部分の前記第2の終端に設けられる請求項7記載の放電管。

【請求項12】

セラミック材料を含む請求項1又は7に記載の放電管。